

7 循 環 第 5 8 8 号  
令和 7 年 10 月 31 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長

産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間の実施について  
(依頼)

日頃から、産業廃棄物の適正処理推進に御尽力、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本県では、本年 11 月 1 日（土）から 11 月 30 日（日）までを「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底等、産業廃棄物の適正処理の推進を目的として、産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、一斉に立入指導を実施します。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、貴協会会員への周知・啓発及び自主的なパトロールの実施等について、御協力くださいますようお願いします。

担 当 資源循環推進課  
産業廃棄物適正処理推進室  
監視グループ（西森）  
電 話 052-954-6238（ダイヤルイン）  
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp